

確定申告書の提出は電子申告(e-Tax)でお願いします

申告期間は2月16日(月)～3月16日(月)

次の方は所得税の確定申告が必要です

- ・事業所得や不動産所得などがある場合、その合計所得が基礎控除・扶養控除などの諸控除の合計額よりも多い方
- ・給与所得者で給与収入が2,000万円を超える方
- ・給与所得 退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ・公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円を超える方
- ・給与を2か所以上から受けている方
- ・年の途中で退職した方など年末調整をしていない方

確定申告会場について

小田原税務署では、2月16日(月)から3月16日(月)までの申告期間中、所得税および復興特別所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

場所 小田原税務署3階（小田原市荻窪440）

受付時間 8時30分～16時（相談は9時～17時）

※土・日・祝日は開設しません。

※確定申告会場への入場には、オンライン事前予約が必要です。

※申告書などの提出のみの場合は、事前予約不要です。

※駐車場の混雑が見込まれます。公共交通機関をご利用ください。

○事前予約

予約は、国税庁LINE公式アカウントを「友だち」追加して予約してください。



※当日、会場でも入場整理券を配付しますが、配付終了次第受付を締め切ります。

※1月5日(月)～2月13日(金)の期間に相談をご希望される方は、当日入場整理券の配付はありませんので、必ず事前予約をしてください。

○持ち物

- ①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
 - ②マイナンバーカード
 - ③マイナンバーカードのパスワード（2つ）
 - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・署名用電子証明書(英数字6文字～16文字)
 - ④スマートフォン
- ※会場では、原則スマートフォンで申告書を作成していただきます。来場前にマイナポータル連携の事前準備をお願いします。

- ※マイナンバーカードの電子証明書が有効期限切れや失効となっていないか、「ご確認ください。」パスワードをお忘れの方は、税務町民課窓口までお越しください。
- ※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
- 通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類



マイナポータルは連携の詳細はこちらから

確定申告は自宅から！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、確定申告書の作成から送信までを行うことができます。



国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナー

問合せ

小田原税務署 (35)4511
税務町民課 (81)1113

- 電子申告の方法について
- 電子申告を初めて行う方は、「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード読取対応のスマートフォン」を用いた方法で申告してください。すでに税務署で「ID・パスワード方式」の届出をされている方は、引き続きご利用いただけます。
- ※現在は、ID・パスワードの新規発行を受け付けていません。

年金所得者の確定申告不要制度

次のいずれにも該当する場合は、所得税の確定申告は必要ありません。

- ①公的年金などの収入金額が400万円以下
- ②公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。

また、所得税の確定申告が不要でも、公的年金などに係る雑所得以外に所得があるときは、町県民税申告が必要です。

確定申告書の送付対象が見直されています

国税庁では、資源保護および行政コスト削減の観点から確定申告書用紙の送付に代えて、「確定申告のお知らせ」はがき、または通知書をお送りしています。

なお、「確定申告のお知らせ」はがきなどが届かないからといって必ずしも申告が必要ないということではありませんので、「注意ください」。

国税の納付について

国税の納付は、振替納税や電子納税(e-Tax)をご利用ください。納付書で納付される場合は、お近くの金融機関などで必ず左記の納期限までに納付してください。

- ・所得税および贈与税 3月16日(月)

3月31日(火)

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

令和7年に保険診療で医療機関などを受診した方に、2回に分けて医療費の通知を送付します。「医療費通知」とは保険者が保険診療について、医療機関などからの請求をもとに窓口で負担した金額を計算しお知らせするものです。

◎国民健康保険に加入の方

- 【1月～10月受診分】令和8年1月中旬
- 【11月～12月受診分】令和8年3月上旬

◎後期高齢者医療制度に加入の方

- 【1月～11月受診分】令和8年2月中旬
- 【12月受診分】令和8年3月中旬

※保険診療の仕組み上、診療分の情報が確認できるのは最短でも診療月の翌々月であるため、12月診療分は確定申告期間終了後に届く可能性がありますので、「了承ください」。

※確定申告の際、医療費通知に反映されていない医療費については、領収書に基づき別途、「医療費控除明細書」を作成する必要があります。

※国民健康保険に加入の方でご事情により医療費通知を希望されない場合は、税務町民課までお申し出ください。

(後期高齢者医療制度の医療費通知の問合せ先)

神奈川県後期高齢者医療広域連合

☎ 0570(00)1120

社会保険料納付済額の通知の送付

令和7年中に納付いただいた国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の各保険料(税)額の納付額通知書を令和8年1月下旬に送付します。各保険料(税)は、確定申告における社会保険料控除の対象となります。

保険料(税)を年金天引きされている方は、年金保険者より送付される「公的年金等の源泉徴収票」をご利用ください。

申告相談会の開催について

町や税理士会などでは、申告相談会の開催を予定しています。詳しくは、次のページの「確定申告相談日のお知らせ」をご覧ください。

次の場合は申告相談会で受けできません

次に該当する方は、申告相談会ではお受けできません。小田原税務署で申告相談をお願いします。

- 土地・建物の譲渡所得があつた方(県・町などの収用などを含む)
- 株式などの譲渡所得があつた方
- 住宅借入金等特別控除適用(1年目)の方
- 青色申告・損失申告をされる方
- 過年分の申告に係る修正申告または更正の請求をする方

申告漏れのないように
注意しましょう



確定申告相談日のお知らせ

税理士による無料申告相談会

所得税・個人消費税について税理士が申告相談を行い、申告書の作成・提出ができます。
混雑回避のため、事前申込のうえご来場ください。※予約人数に達した場合、受付を締め切ります。

【保存版】

抜き取ってご利用できます



相談日	時 間	会 場	所在地
2月4日(水) 2月5日(木)	【相談】9時30分～12時 13時～16時 【受付】15時まで	小田原市川東タウンセンターマロニエ (3階マロニエホール)	小田原市中里273-6
2月9日(月) 2月10日(火)	【相談】9時30分～12時 13時～16時 【受付】15時まで	南足柄市役所(5階大会議室)	南足柄市関本440
2月10日(火) 2月12日(木) 2月13日(金)	【相談】9時～12時 13時～16時 【受付】午前11時30分まで、 午後15時30分まで ※予約の上ご来場ください	中井町役場(3階大会議室)	中井町比奈窪56

オンラインでの事前申し込みを令和8年1月13日(火)から受け付けます。

電話での受付は行っていません。

「事前申込サイト」の操作方法についてのお問合せ

☎ 050 (1792) 4600

受付時間 12時から13時を除く平日10時から16時まで

事前申込サイト



東京地方税理士会小田原支部
L I N E 申込み



東京地方税理士会小田原支部
W E B 申込み

町主催 確定申告・町県民税申告書作成相談会

所得税・町県民税について町職員が申告書を作成します。来場予約の必要はありません。

農業所得者の方、お住まいの地区の相談日に都合がつかない方は、他の地区または予備日にお越しください。



相談日	対象地区	会場	相談時間
2月17日(火)	宮前	井ノ口公民館 2階研修室	【相談時間】 9時～12時 13時～15時30分 【受付時間】 午前：11時まで 午後：15時まで
2月18日(水)	宮原		
2月19日(木)	宮向		
2月20日(金)	宮上、砂口、葛川		
2月24日(火)	北窪		
2月25日(水)	五分一、下井ノ口、遠藤原		
3月3日(火)	古怒田、岩倉	中井町役場 3階大会議室	※混雑状況などにより時間をお断りする場合がありますので、ご了承ください。
3月4日(水)	比奈窪、松本上、松本下、鴨沢		
3月5日(木)	藤沢、五所宮、久所		
3月6日(金)	北田、半分形、雜色		
3月9日(月)	大久保、遠藤		
3月10日(火)	境原、本境、境別所		
3月11日(水)	相談予備日		
3月12日(木)午前	相談予備日(半日)		

持ち物チェックリスト

下記のものをお忘れになると、申告相談および申告書の提出ができません。

1. 全員が必要なもの

①、②いずれかの申告者の本人確認書類

①マイナンバーカード【個人番号カード】

②通知カードなど【番号確認書類】+運転免許証など【本人確認書類】

※申告相談をご利用の方は、本人確認書類の提示、紙提出の方は写しの添付が必要です。

「確定申告のお知らせ」はがきまたは封書(お持ちの方のみ)

2. 内容により必要なもの

源泉徴収票の原本…給与、公的年金所得がある方が対象です。

申告者本人の名義の預貯金の口座番号がわかるもの…還付申告をされる方が対象です。

収支内訳書…農業所得、事業所得、不動産所得のある方が対象です。

※未計算のものは確定申告書が作成できません。必ず計算を完了してください。

固定資産税課税明細書…租税公課に固定資産税を使用する方が対象です。

※令和7年5月に送付済みです。個人事業主や土地家屋を貸し付けている方は、明細書に記載の固定資産税相当額が必要経費になる場合があります。

支払調書または契約書…砂利の権利金および土地・家屋の貸付に伴う権利金のある方が対象です。

控除証明書…生命保険、簡易保険、個人年金保険、地震保険の保険料控除を受ける方が対象です。

※支払いなどの「お知らせ」は使用できません。

寄附金の受領書など…ふるさと納税、赤い羽根共同募金などの寄附金控除を受ける方が対象です。

社会保険料の支払額がわかるもの…国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料の納入額証明書類が送付されている方が対象です。

医療費控除の明細書…医療費控除を受ける方が対象です。

※医療費の内訳および合計まで記載してください。必ず計算を完了してください。

申告相談に関するお願い

1. 申告相談日以外の日程についても、税務町民課窓口で記載済み確定申告書の提出は可能です。本人確認書類の写しを添付してご提出ください。

2. 税務町民課窓口での確定申告書の提出は、3月13日(金)までの受付となります。

以後の提出は、小田原税務署の窓口へご提出ください。(郵送の場合は以下の郵送先へ送付してください。)

(直接提出先) 小田原税務署 住所 小田原市荻窪440 ☎(35)4511

(郵送先) 〒254-8534 平塚市浅間町9-1 東京国税局業務センター 平塚分室(小田原税務署)

3. 税務町民課窓口での申告相談は行いませんので、必ず相談日に会場へお越しください。

青色申告会による
確定申告指導会

小田原青色申告会では、確定申告会場を開設し、申告指導を行います。なお、会場の利用は事前申込制となります。

時 2月5日(木)～3月16日(月)

9時15分～16時5分

※土・日曜日(2月8日・22日)、
および祝日は休館

小田原市本町2-3-24
青色会館3階大ホール

申 費 場
費 年金・給与所得のみの未会員の方は、1人につき3,000円の会場利用料が必要です。

来場には専用サイトからの事前予約が必要です。詳細は、青色申告会ホームページをご確認ください。

HP (公社)小田原青色申告会
☎(24)2611

HP
<https://www.aoiro-odawara.com/>



小田原青色申告会
ホームページ

医療費控除を受けるための手続き

令和2年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の提出が必須になりました。事前に必ず「医療費控除の明細書」を作成してください。

- ①医療費通知の添付または②医療費の明細書を下記の例のとおりに作成します。

- ・医療を受けた方・病院・薬局ごとに金額をまとめて記載します。

- ・交通費は病院ごとにまとめ、下の段に記載します。

医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費のお知らせなど)を添付すると、通知に記載されている分については明細の記入を省略できます。

使用できる医療費通知は、次のものがすべて記載されているものに限ります。

①被保険者などの氏名

②療養を受けた年月

③療養を受けた者

④療養を受けた病院・診療所・薬局

⑤被保険者などが支払った医療費の額

⑥保険者などの名称

※平成30年分から神奈川県内の市町村または神奈川県後期高齢者医療広域連合が発行する医療費のお知らせが、医療費控除で使用できるようになりました。(ご自身で5年間保管する必要があります。)

記入例

令和7年分 医療費控除の明細書

①医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額などを通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」)

(1)医療費通知に記載された医療費の額	(2)(1)のうちその年内に実際に支払った医療費の額	(3)(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる額
200,000円	80,000円	20,000円

②医療費(上記①以外)の明細

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)左のうち生命保険などで補てんされる金額
中井 太郎	○○病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・医療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療	150,000円	
	交通費	<input type="checkbox"/> 診療・医療 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療	1,500円	
中井 花子	△△産婦人科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・医療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療	560,000円	500,000円
中井 一郎	××薬局	<input type="checkbox"/> 診療・医療 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療	10,000円	
②の合計			721,500円	500,000円
①と②の合計			801,500円	520,000円

※上記のように、例えば中井花子さんが「△△産婦人科」に年に複数回通院している場合は、その合計の金額を記載してください。

医療費控除の計算式

$$\text{令和7年中に支払った医療費の総額} - \frac{\text{保険金などで補てんされる金額}}{10万円} = \frac{\text{所得の合計が200万円までの場合は合計額の5\%}}{\text{医療費控除額 最高200万円}}$$

※所得税を納めていない方は、医療費控除還付申告をしても所得税の還付はありません。

障害者控除を受ける方へ

令和7年12月31日現在で、本人または扶養家族、控除対象配偶者などが障がい者である場合に控除を受けることができます。

※申告相談で障害者控除を適用する場合は、障害者手帳や療育手帳をお持ちください。

(令和7年中に障害者手帳取得申請された方も含む)障害者手帳などを取得していない知的または身体に障がいのある65歳以上の方で、手帳が取得できる状態と同程度の障がいがあると認められる方には、健康課で「障害者又は特別障害者に準ずる認定書」を交付しています。主治医の意見書などを添付する場合がありますので、希望される方は健康課までお問合せください。

健康課☎(81)5546

ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方へ

ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方が確定申告をする場合、ワンストップ特例の適用がなくなります。(町県民税申告も同様です)

そのため、確定申告書を提出される場合は、ワンストップ特例を申請した寄附金についても申告する必要がありますので、ご注意ください。

国外に居住する親族について扶養控除の適用を受ける方へ

税制改正により、令和5年分(町県民税は令和6年度)以降、国外居住親族に係る扶養控除の適用について要件が厳格化されています。日本国外に居住する30歳以上70歳未満の親族のうち、次のいずれにも該当しない方は扶養控除などの対象外となります。

- ・留学により非居住者となつた方
- ・障がい者の方

扶養控除などを申告する納稅義務者から、扶養される年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方国外居住親族について扶養控除(16歳未満の扶養も含む)の適用を受ける方は、親族関係書類、留学ビザなどの書類、送金関係書類などの提出または提示が必要になります。

申告相談会における確定申告書の提出について

町主催の申告相談会で作成した確定申告書について、従来は紙の状態で税務署へ提出していましたが、国が推進する確定申告の電子化に伴い、令和元年分申告より電子データでの提出に変更となりました。これに伴い、従来確定申告書とともに預かりしていた添付書類は相談終了時にお返しし、ご自身で5年間保管していただくこととなります。

なお、電子データでの提出には、税務署が発行する「利用者識別番号」が必要となります。すでにお持ちの方は、利用者識別番号が分かるものをお持ちください。

お持ちでない方は、申告相談会場で取得していただきます。取得の際に、英数字8ケタ以上のパスワードの設定が必要になりますので、事前に準備をお願いします。

※作成した確定申告書の控えは、従来どおり紙でお渡しします。

※税理士による無料申告相談会に来場される方や、窓口で確定申告書の提出のみを行う方、町県民税申告を行う方は、従来どおり添付書類をお預かりします。

事業所得者・不動産所得者の皆さんへ 消費税インボイス制度について

適格請求書（インボイス）発行事業者は、3月31日(火)までに消費税の確定申告を行う必要があります。

なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置などがあります。

確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください！
※e-Taxのご利用には、事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



国税庁ホームページ
インボイス制度
特設サイト